

安全管理委員会事故防止指導教育規定

北星交通株式会社

(乗務員の指導教育)

第1条 会社は、運行の安全の確保と旅客サービスの向上を図るため、別に定める「乗務員指導要領」により、乗務員に対して継続的かつ日常的に指導教育を行うので、乗務員はその指導教育を受けなければならない。

(現任乗務員指導教育)

第2条 現任乗務員に対する指導教育は、次のように実施するものとする。ただし、必要に応じ外部教育機関で実施することができるものとする。

現任乗務員に対する指導教育の内容と実施方法

内 容	方 法	期 間
<ul style="list-style-type: none">・ 事業用自動車を運転する場合の心構え・ 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本事項・ 事業用自動車の構造上の特性・ 乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項・ 旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項・ 営業区域における道路及び交通状況・ 危険の予測及び回避・ 運転者の運転適性に応じた安全運転・ 交通事故にかかわる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法・ バリアフリー対応及び車椅子等の取扱い方法・ 健康管理の重要性	集合教育	月1回以上 1回1時間以上
<ul style="list-style-type: none">・ 時宜に応じた接遇及び事故防止の重点事項	点呼教育	毎点呼時
<ul style="list-style-type: none">・ 経験・事故歴に応じた事故防止・ 集合教育に欠席した者への補習・ 輸送効率、労働モラルの著しく低い者への指導・ 運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた事業用自動車の安全な運転方法	指名教育	必要時(事故惹起者に対しては月に1回)
<ul style="list-style-type: none">・ 現場における接遇面の指導	現場指導	毎日

- 2 指導主任補助者は、指導教育の実施に当たっては出欠を確認し、欠席者に対しては指名教育の方法をとり、教育漏れのないようにする。
- 3 営業違反、交通事故、交通違反等の行為により、直接対象となった乗務員については、指導主任補助者又は教育実施者において直接個人面接により接遇及び事故防止についての再指導を行う。
- 4 指導主任補助者は、運行管理者と協力して、指導監督指針に基づく特別乗務員の特別教育を行わなければならない。

(安全輸送の確保)

第3条 乗務員は、交通安全関係法令の習熟に努め、法令を順守して安全運転に徹し、事故及び違法行為を行わないよう努めなければならない。とくに次の事項を守ること。

- (1) 制限速度を厳守すること。
 - (2) 前方注意を怠らないこと。
 - (3) 信号を厳守すること。
 - (4) 一時停止を完全に履行すること。
 - (5) 交差点、横断歩道の一時停止及び徐行を厳守すること。
 - (6) 悪質、危険性、迷惑性の高い違法駐車をしないこと。
 - (7) 無理な追い越しや、通行区分違反をしないこと。
 - (8) 降雨、霧等の場合にはとくに安全を確認して運行すること。
 - (9) 坂道では、上りの車両に道を譲るよう心掛けること。
 - (10) 坂道で車両を離れるとき及び安全な運行に支障がある箇所を通過するときは、乗客を降車させること。
 - (11) 乗務中は必ずシートベルトを着用すること。また乗客にもシートベルトの着用をすすめること。
 - (12) 旅客の乗降時のドアの開閉時は、側方、後方の安全確認を確実に行うとともに、旅客の被服、手足をはさむことのないよう注意すること。
 - (13) 障害者や高齢者など移動が不自由な旅客に対しては、走行時、安全でなめらかな運転に心がけるとともに、乗降時、降車して乗降を介助するなど旅客の安全確保に配慮すること。
- 2 乗務員は乗務中に最高速度違反行為、違法駐車等があった場合、乗務終了後に違反行為の内容について所定の様式により運行管理者に報告しなければならない。

(踏切通過時の措置)

第4条 乗務員は踏切の通過に当たっては、列車との衝突事故の防止を図るために、次の基準に従って適切に行動しなければならない。

- (1) 踏切を通過しようとするときは踏切直前で必ず一時停車し、左右前方の
- (2) 安全確認をすること。
- (2) 踏切を通過するときは、変速装置を操作しないこと。

- (3) 故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やかに旅客を誘導し退避させるとともに、信号旗又は信号炎管を使用して列車に対し適切な防護措置をとること。

(始業点呼・日常点検)

- 第5条 乗務員は、始業時刻までに出勤し、運行管理者から始業点呼を受けなければならない。
- 2 乗務員は、乗務する前にその日の安全運行を確保するため、担当車両の日常点検を自動車点検基準に従って確実に実施し、その結果を点検記録簿に記録しなければならない。
 - 3 乗務員は、日常点検の結果を運行管理者又は代務者に報告し、運行に関する指示及び諸注意を受けなければならない。
 - 4 乗務員は、疾病、疲労、飲酒その他の理由により、安全な運転に支障あると思われる場合は自ら申し出なければならない。

(乗務の禁止)

- 第6条 乗務員は、疲労、疾病、飲酒その他の理由により安全な運転ができないおそれがあるときは、乗務してはならない。

(車両整備・清掃)

- 第7条 車両の故障を未然に防ぎ、かつ、その機能を維持するために、乗務員は関係法規及び別に定める車両整備管理規程により、点検整備を確実に行わなければならない。
- 2 車両の運行に際しては、安全保持、燃料の節約、車両の清掃等に心がけなければならない。
 - 3 車体の外装及びタクシーの看板灯は会社のシンボルであり、旅客の目印であるから常に手入れをするとともに、マット、シート、カバー等も清潔な状態を保つように努めなければならない。

附則

この交通事故防止指導教育規定は平成25年10月1日より施行する。